



相談員が各地域にて、お悩みやご相談などお話を聞きます

岐阜圏域

各務原市	8月3日(火)	12:00~16:00	子育て支援課
山県市	8月11日(水)	12:00~16:00	山県市保健福祉ふれあいセンター1階相談室
瑞穂市	8月5日(木)	13:30~16:00	穂積庁舎3階相談室
本巣市	8月10日(火)	12:00~16:00	真正分庁舎福祉敬愛課
笠松町	8月5日(木)	9:30~11:30	福祉子ども課

西濃圏域

大垣市	8月2日(月)	12:00~16:00	子育て支援課
美濃市	8月6日(金)	13:30~15:30	1階相談室

中濃圏域

美濃加茂市	8月12日(木)	12:00~16:00	生涯学習センター502号室
可児市	8月10日(火)	12:00~16:00	本庁1階相談室4

東濃圏域

恵那市	8月13日(金)	12:00~16:00	西庁舎1階相談室2
-----	----------	-------------	-----------

飛騨圏域

高山市	8月4日(水)	12:00~16:00	3階301会議室
-----	---------	-------------	----------



オンラインによる参加
又は県民ふれあい会館301中会議室での視聴
のいずれかを選べます。

*時間はいずれも13時30分から15時30分



養育費等講習会

とき	内容	講師	申し込み締切日
第1回 令和3年 10/9 土	離婚で一番大事な子どものこと、 離婚の種類と手続き	NPO法人M-STEP理事長 新川てるえ氏	9/29 水
第2回 令和3年 12/4 土	離婚を支える支援制度、 離婚で後悔しない新生活の迎え方	NPO法人M-STEP理事長 新川てるえ氏	11/24 水



講師紹介

新川てるえ しかわてるえ 作家・家族問題カウンセラー

1964年 東京都葛飾区生まれ。千葉県柏市育ち。
10代でアイドルグループのメンバーとして芸能界にデビュー。
1997年12月にインターネット上でシングルマザーのための情報
サイト「母子家庭共和国」を主宰。
3度の結婚、離婚、再婚等の経験を生かし家族問題カウンセラーと
して雑誌、テレビなどに多数出演。
2014年シングルマザーとステップファミリーを支援するNPO法人
M-STEPを設立。



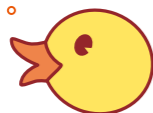
著書紹介

「子連れ離婚を考えたときに読む本」
日本実業出版

「離婚家庭の子どもの気持ち」
日本加除出版
他多数

就業支援講習会のご案内

第一次の受付は4月末に終了しましたが、
パソコン講座等一部の講座については
これからの申込みが可能です。
詳しくは、センターに
お問い合わせください。



岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、ほかにも

- ・就業相談
- ・養育費相談
- ・弁護士による無料法律相談
- ・ファイナンシャルプランナーによる無料家計相談
- ・面会交流支援 等を行っています。

その他の支援

お問い合わせ先・・・福祉事務所

仕事・キャリアアップ・資格取得を応援します！



自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した場合、一定の割合で給付されます。

- ★受講開始前に申請（講座の指定）が必要
- ★対象者：児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方
一般教育訓練または特定一般教育訓練もしくは専門実践教育訓練等を修了した者
- ★支給額：一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格でない者
受講に要した経費の60%（支給上限20万円、1万2千円を超えない場合は支給無し）
・専門実践教育訓練給付金の受給資格を有していない者
受講に要した経費の60%（支給上限80万円、1万2千円を超えない場合は支給無し）
・雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格を有しているもの
雇用保険法による一般教育訓練給付金等による支給額を差し引いた額（その額が1万2千円を超えない場合は支給無し）

高等職業訓練促進給付金等事業

看護師や介護福祉士、言語聴覚士などの資格取得を目的に、修業する場合に給付されます。

- ★修業開始前に相談が必要（受講開始後でも申請は可能ですが、支給期間が短くなる場合があります）
- ★対象者：児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方
養成機関で1年以上就業し、対象資格の取得が見込まれる方（令和3年度においては6ヶ月以上の訓練も対象）
- ★支給額：非課税世帯 月額100,000円（修業最終年次は月額140,000円）
課税世帯 月額70,500円（修業最終年次は月額110,500円）
- ★支給期間：修業期間の全期間（上限4年）



高等職業訓練促進資金貸付制度

高等職業訓練促進給付金を受給している方に、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

- ★高等職業訓練促進給付金の支給決定後、6か月以内に申請が必要
- ★貸付額：入学準備金50万円（上限）・就職準備金20万円（上限）
- ★貸付条件：無利子（連帯保証人がいない場合は有利子）
- ★返済免除の条件：養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に資格をいかして県内で就職し、5年間継続して就業した場合は、返済免除

※令和3年度より自立に向けて取り組んでいる方を対象とした住宅支援資金が創設されました。



生活に必要な資金を応援します！

母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉貸付金を貸し付けます。

- 1 大学(専門学校)に入学して、資格を取得したい → 技能習得資金
- 2 子どもが大学(専門学校)進学を希望しているため、お金が必要だ → 修学資金、就学支度資金
- 3 子どもが大学生だが、学費が払えない → 修学資金
- 4 技能習得のため学校へ通っているが、生活費が不足している → 生活資金
- 5 現在両親と同居しているが、仕事の都合によりアパートに引っ越す予定がある → 転宅資金

上記のほか、様々な状況に応じた資金を貸し付けています。また、貸し付け条件は資金により異なります。